平成２８年（再イ）第２３号
埼玉県川越市旭町３丁目28番地50
再生債務者　柴田　憲行
1　決議に付する再生計画案　平成28年６月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月28日まで
平成28年６月22日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第１号
熊本県山鹿市中央通806番地１　シャルマンスカイ106号室
再生債務者　國本明子及び渡邊明子こと　呉　明子
1　決議に付する再生計画案　平成28年６月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月７日まで
平成28年６月23日
熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係

平成２８年（再イ）第７号
鹿児島県鹿児島市坂之上４丁目４番６号（大迫平ハイツ５号棟）
再生債務者　岡本由美子
1　決議に付する再生計画案　平成28年６月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月20日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月20日まで
平成28年６月22日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２８年（再イ）第４号
青森県八戸市大字中居林字綿ノ端22番地１
コットンタウンＢ―102
再生債務者　高橋　　晃
1　決議に付する再生計画案　平成28年６月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月28日まで
平成28年６月23日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２２年（再イ）第６号
島根県出雲市斐川町上直江3187番地１（認可決定時の住所）島根県簸川郡斐川町大字上直江3187番地１
再生債務者　田部　健治
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成23年３月25日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年６月23日
松江地方裁判所出雲支部民事部

平成２５年（再イ）第３号
堺市美原区青南台１丁目６番４号
再生債務者　丸山　博志（旧姓田中）
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成25年５月１日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年６月22日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第８号
栃木県宇都宮市北若松原１丁目７番13号　ＮＡＲＡＢＵ六番館406号
再生債務者　岩田　　悟
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年６月21日
宇都宮地方裁判所第１民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第２号
神奈川県小田原市小八幡３－７－13（住民票上の住所）神奈川県平塚市纏93番地の１　プレール参番館102号
再生債務者　堀内　弘大
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月13日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月27日から平成28年８月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２８年（再ロ）第１００１１号
東京都葛飾区水元２－10―11
再生債務者　勝又　利光
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月19日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月２日から平成28年８月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第２号
愛媛県西条市氷見丙17番地
再生債務者　平井通知子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月19日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月28日から平成28年８月８日まで
松山地方裁判所西条支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目44番25―202号
再生債務者　佐々木芳夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年６月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年７月13日まで
平成28年６月22日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第１００００２号
栃木県宇都宮市川田町407番地１
再生債務者　小野塚浩次
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年５月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年７月13日まで
平成28年６月22日
宇都宮地方裁判所第１民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１号
栃木県小山市城東４丁目16番40号
再生債務者　倉持　　宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月23日
宇都宮地方裁判所栃木支部

厚生年金基金清算人変更公告

富山県機電工業厚生年金基金の代表清算人について変更があったので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次のとおり公告します。
１．就任した代表清算人氏名　岩黒　正孝
２．就任した代表清算人住所　富山県射水市布目沢480―２
３．退任した代表清算人氏名　鷹西　賢一
４．退任した代表清算人住所　富山県滑川市法花寺233
平成28年７月１日
富山県機電工業厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十八年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は平成二十八年八月十二日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十八年八月五日までにお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.daimaru-matsuzakaya.com
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年五月三十日
掲載頁　四十三頁（号外第一一九号）
平成二十八年七月一日
東京都江東区木場二丁目一八番一一号
（甲）株式会社大丸松坂屋百貨店
代表取締役　好本　達也
大阪市中央区心斎橋筋一丁目七番一号
（乙）株式会社大丸コム開発
代表取締役　朽木　浩平